別表 2　特別管理産業廃棄物の種類と概要

（廃棄物処理法施行令第 2 条の 4 による）

種類			説明
廃油			揮発油類、灯油類、軽油類
廃酸			pH2.0 以下の酸性廃液
廃アルカリ			pH12.5 以上のアルカリ性廃液
感染性廃棄物			病院、診療所等から排出される感染性のある又は、そのおそれのある産業廃棄物：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、政令 13 号廃棄物
特定有害産業廃棄物	PCB廃棄物	廃PCB等	廃PCB、PCB含有廃油
		PCB汚染物	汚泥：PCBが染み込んだもの 紙くず：PCBが塗布され又は染み込んだもの 木くず：PCBが染み込んだもの 繊維くず：PCBが染み込んだもの 廃プラスチック類：PCBが付着し又は封入されたもの 金属くず：PCBが付着し又は封入されたもの 陶磁器くず：PCBが付着したもの がれき類：PCBが付着したもの （事業活動等発生物 1））
		PCB処理物	廃PCB等、PCB汚染物の処理で、PCBが基準不適合のもの
	廃水銀等及びその処理物		施行令別表第 1 に規定された施設で生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品を除く。）、廃棄物処理施設等で回収した廃水銀、廃水銀等の処理物で基準（水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであること）に不適合のもの
	廃石綿等		・石綿建材除去事業 2) により除去された吹付け石綿 ・石綿建材除去事業で生じた石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材（人の接触、気流及び振動等により先保温材と同等以上に石綿が飛散するおそれのあるもの）、断熱材、耐火被覆材 ・石綿建材除去事業で使用した石綿付着廃棄物（シート、防じんマスク等の用具・器具） ・大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設で生じた石綿で、集じん施設で集められたもの ・特定粉じん発生施設、集じん施設で使用した防じんマスク、集じんフィルタ等用具・器具で石綿付着のおそれのあるもの ・輸入された事業活動により生じた石綿で、集じん施設で集められたもの ・輸入された事業活動により生じた防じんマスク、集じんフィルタ等の用具・器具の廃棄物で、石綿が付着しているおそれのあるもの
	有害金属を含む産業廃棄物		施行令別表第 3 に規定された特定施設で生じた産業廃棄物及び指定下水汚泥で、特定有害産業廃棄物であるものは、次のとおりである。 1　指定下水汚泥：金属等 3)、揮発性物質 4)、農薬類 5) がそれぞれ基準不適合のもの（現在は存在しない） 2　鉱さい：金属類 6) が基準不適合のもの 3　ばいじん（Hg 含有）：大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設で生じたばいじんで、Hg が基準不適合のもの 4　ばいじん：（1,4-ジオキサン含有）：廃プラスチック類の産業廃棄物の焼却施設で生じたばいじんで、1,4-ジオキサンが基準不適合のもの 5　ばいじん（Cd 等含有）：ばい煙発生施設で生じたばいじんで、Cd、Pb、Cr（VI）、As、Se ごとに基準不適合のもの、廃プラスチック類焼却施設で生じたばいじんで、Cd、Pb、Cr（VI）、Se ごとに基準不適合のもの、産業廃棄物焼却施設で生じたばいじんで、Cr（VI）、As ごとに基準不適合のもの 6　燃え殻（Cd 等含有）：廃プラスチック類焼却施設で生じた燃え殻で、Cd、Pb、Cr（VI）、Se ごとに基準不適合のもの、産業廃棄物焼却施設で生じたばいじんで、Cr（VI）、As ごとに基準不適合のもの 7　廃油（廃溶剤）：施行令別表第 3 の特定施設から排出された揮発性物質である廃溶剤 8　汚泥：施行令別表第 3 の特定施設で生じた汚泥で、金属等、揮発性物質、農薬類ごとに基準不適合のもの 9　廃アルカリ：施行令別表第 3 の特定施設で生じた廃酸で、金属等、揮発性物質、農薬類ごとに基準不適合のもの 10　廃アルカリ：施行令別表第 3 の特定施設で生じた廃アルカリで、金属等、揮発性物質、農薬類ごとに基準不適合のもの 11　ばいじん、燃え殻（DXN 含有）：施行令別表第 3 の特定施設で生じた集じんばいじん、燃え殻で、DXN が基準不適合のもの 12　汚泥（DNX 含有）：施行令別表第 3 の特定施設で生じた汚泥、廃酸、廃アルカリで、DXN が基準不適合のもの 13　1 から 12 の特定有害産業廃棄物の処理物で、各廃棄物に該当する有害物質が物質ごとに基準不適合のもの
輸入廃棄物 7) （ばいじん、燃え殻、汚泥、これらの処理物）			①　輸入廃棄物を廃棄物焼却施設で焼却して生じた集じんばいじん 8) 及びその処理物で重金属が基準不適合のもの 9)（施行令第 2 条の 4 第 6 号） ②　輸入廃棄物を DXN 特定施設の廃棄物焼却炉で焼却して生じた燃え殻、ばいじん及びその処理物が DNX 基準を超えるもの（施行令第 2 条の 4 第 7 号） ③　輸入廃棄物を DXN 特定施設の廃棄物焼却炉で焼却し、その排ガス洗浄施設等で生じた汚泥及びその処理物が DXN 基準を超えるもの（施行令第 2 条の 4 第 8 号） ④　輸入廃棄物である集じんばいじん（施行令第 2 条の 4 の第 9 号） ⑤　輸入廃棄物である燃え殻、汚泥で DXN が基準不適合のもの（施行令第 2 条の 4 第 10～11 号）

注　1)　事業活動等発生物とは、事業活動に伴って生じたもの及び輸入された廃棄物で日常生活に伴って生じたものをいう。

2)　石綿建材除去事業とは、建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むもの除去を行う事業をいう。

3)　金属等とは、Al-Hg（アルキル水銀化合物）、Hg（水銀又はその化合物）、Cd（カドミウム又はその化合物）、Pb（亜鉛又はその化合物）、O-P（有機燐化合物）、Cr（VI）（六価クロム化合物）、CN（シアン化合物）、PCB、As（ひ素又はその化合物）、Sえ（セレン又はその化合物）をいう。

4)　揮発性物質とは、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンをいう。

5)　農薬類とは、チラウム、ジアmジン、チオベンカルブをいう。

6)　金属類とは、Al-Hg、Hg、Cd、Pb、Cr（VI）、As、Se をいう。

7)　輸入された廃棄物（法第 2 条第 4 項第 2 号）における特別管理産業廃棄物は、施行令第 2 条の 4 第 9~11 号に指定されたものをいう。

8)　集じんばいじんとは、廃棄物焼却施設、DNX 特定施設の廃棄物焼却炉で生じたばいじんで、集じん施設で集められたものをいう。

9)　基準不適合とは、環境省令（判定基準省令）で定める基準に適合しないものをいう。

（公財）日本産業廃棄物処理振興センター出典